

京都市訓令甲第 4 号  
庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年6月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第2生活福祉部長の項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 臨時福祉給付金支給事業による給付金の支給決定及び支出決定に関すること。

別表第2子育て支援部長の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 子育て世帯臨時特例給付金支給事業による給付金の支給決定及び支出決定に関すること。

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)